

魅力ある官庁施設を 東北の未来へ



国土交通省東北地方整備局営繕部

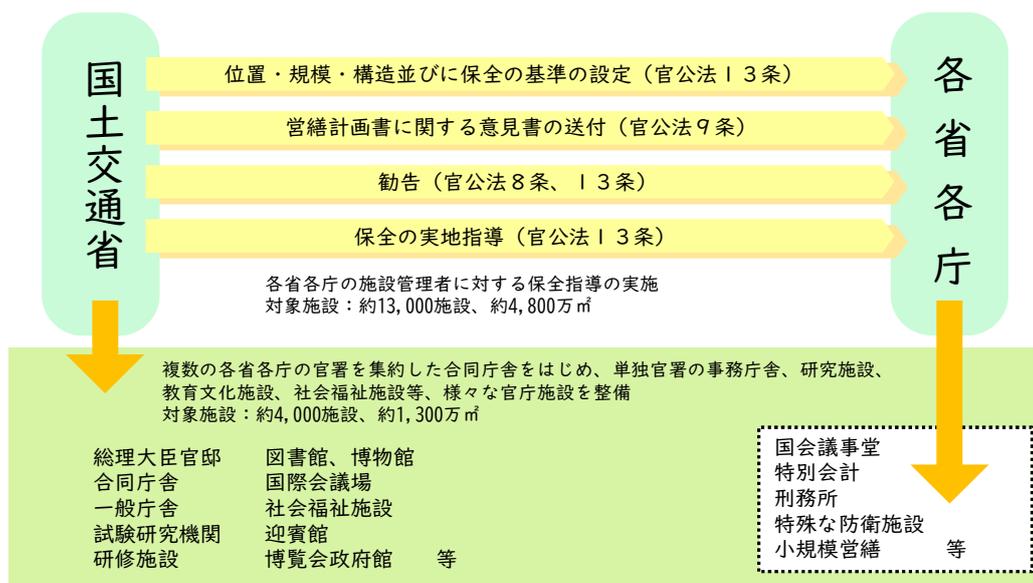
Government Buildings Department
Tohoku Regional Development Bureau
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

官庁営繕とは？

官庁施設（国家機関の建築物）には、庁舎をはじめ、研究施設、図書館、博物館、社会福祉施設など、様々なものがあります。

営繕部では、「官公庁施設の建設等に関する法律」（昭和26年法律第181号）（以下「官公法」といいます。）に基づき、官庁施設の整備に関する業務を行っています。また、国民の共有財産である官庁施設について、行政サービスを提供する場として、災害を防止し、公衆の利便と公務の能率増進を図るため、必要な機能や性能を確保できるように、基準を設定するとともに、各省各庁に対し指導及び監督を行っています。

※ 営繕とは、「建築物の营造と修繕」のことをいい、建築物の新築、増築、改築、修繕、模様替え等の工事を指します。



（表紙写真説明）上から、仙台合同庁舎B棟（外壁）、鶴岡第2地方合同庁舎（エントランス）、山形法務総合庁舎（待合スペース）、鶴岡第2地方合同庁舎（ほっとスペース）、仙台合同庁舎B棟（西面）、石巻港湾合同庁舎（ピロティ）



仙台合同庁舎B棟



石巻港湾合同庁舎



福島第二地方合同庁舎



東北森林管理局森林技術・支援センター

官庁営繕のミッション、ビジョンとコンプライアンス

営繕部では、官庁営繕に対する新たな要請への的確な対応と効率的な事務事業の実施のためにコンプライアンス(法令・社会規範の遵守)を前提に、ミッションとビジョンの実現に向け取り組んでいます。

〈官庁営繕のミッション(根幹的使命)〉

国民の共有財産である官庁施設に関して、良質な施設及びサービスとを効率的に提供し、公共建築分野において常に先導的な役割を果たす。

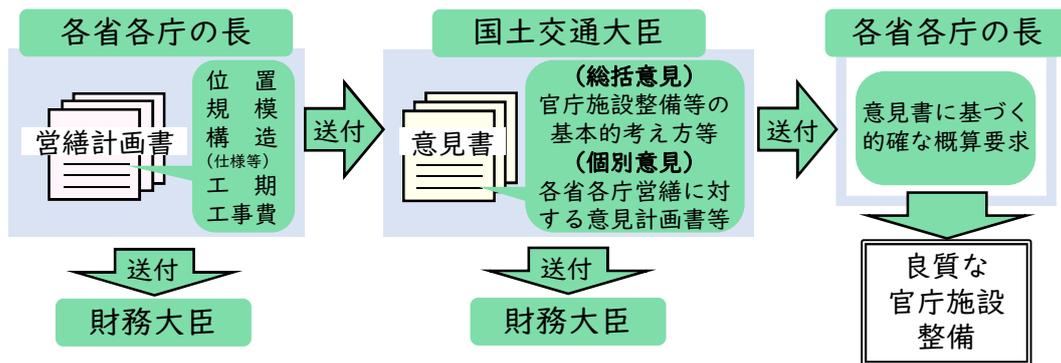
〈官庁営繕のビジョン(目標)〉

公共建築分野のリーダーとして時代のニーズ等に的確に対応し、官庁施設に関し、成果主義の観点から顧客に提供するサービスの価値を効率的に最大化すること。そのために、組織と職員の核心的能力を高める。

営繕計画書に関する意見書制度の運用

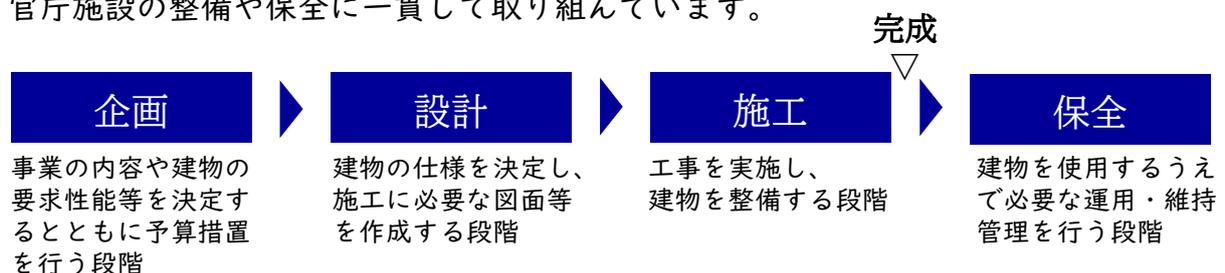
国土交通省は、官公法第9条の規定に基づき、営繕計画書に関する意見書制度を運用しています。これは、毎年度概算要求に先立ち、各省各庁の施設整備計画に対して、「国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準(官庁施設の位置・規模・構造の基準)」に照らし、技術的な見地から意見を述べるものです。本制度の実施により、国として統一的で均衡が図られた官庁施設を整備していきます。

営繕部では、各省各庁の施設整備計画書の作成にあたって、技術的なノウハウなどを提供しています。



官庁営繕の業務

営繕部では、建築系、電気系、機械系の3職種が、専門性を活かしながら連携し、官庁施設の整備や保全に一貫して取り組んでいます。





鶴岡第2地方合同庁舎



黒石税務署



東北森林管理局米代東部森林管理署
上小阿仁支署



盛岡第2合同庁舎

営繕部の主な取組業務

営繕部では、業務における4つの段階をふまえて、主に「防災・減災」「老朽化対策」「地域社会との連携」「環境対策・木材活用」「公共建築の先導的役割」の5つの取組を行っています。

01

防災・減災

地震対策、津波対策等を行うことで、災害対策活動の円滑化、人命の安全確保、行政機能の早期回復に寄与しています。

P5

02

老朽化対策

長寿命化対策、施設管理者に対する保全指導を行うことで、機能・安全性の維持、トータルコストの縮減に寄与しています。

P6

03

地域社会との連携

地方公共団体との連携、歴史的建造物の保存・活用等を行うことで、利便性の向上、まちづくりに寄与しています。

P7

04

環境対策・木材利用

環境負荷低減に配慮した整備、木材利用の推進を行うことで、CO2排出量の削減、地球温暖化の防止に寄与しています。

P8

05

公共建築の先導的役割

先導的な取組、地方公共団体等への支援を行うことで、公共建築分野の質的・技術的水準の向上に寄与しています。

P9



第二管区海上保安本部仙台航空基地



米沢税務署



二戸地方合同庁舎(二戸シビックコア)



関東森林管理局会津森林管理署
湯野上・田島合同森林事務所

官庁施設の耐震化

官庁施設は、職員・来訪者の安全を確保するとともに、大規模地震発生時に災害応急対策活動の拠点として機能を十分に発揮できるよう、総合的な耐震安全性を確保する必要があります。

営繕部では「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に基づき、官庁施設の耐震化の目標を定め計画的かつ重点的に整備を推進しています。



盛岡地方合同庁舎 耐震改修後

官庁施設の津波対策

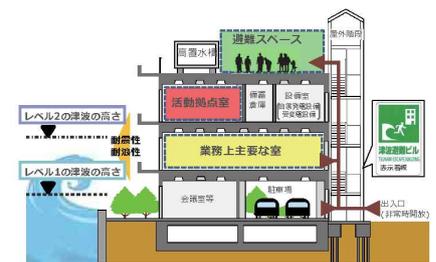
官庁施設は、津波発生時において一時的な避難場所の確保による職員・来訪者の安全に資するとともに、防災拠点としての機能維持と行政機能の早期回復を図る必要があります。

「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に基づき、想定される津波に対して施設運用管理上の対策と施設整備上の対策を一体的に講ずることにより、官庁施設内の人員の安全及び官庁施設を使用する機関の事務及び事業に関する目標を達成するよう施設整備を推進しています。

営繕部では、東日本大震災で甚大な津波被害を受けた石巻港湾合同庁舎について、津波対策と津波避難ビルの機能を備えた建替整備を実施しました。



石巻港湾合同庁舎



官庁施設における津波対策（イメージ）

業務継続のための機能確保に向けた取組

大規模地震の発生時等の不測の事態においても業務継続が確実に行われるためには、業務を行う場である官庁施設が有効に機能しなければなりません。

営繕部では、防災拠点となる官庁施設の防災機能の強化等に取り組むとともに、「業務継続のための官庁施設の機能確保に関する指針」をとりまとめ、各省各庁における業務継続に必要な施設機能を確保するための計画の策定を支援しています。

災害発生時の技術的支援

営繕部では、災害発生時に各省各庁に対し、被災した官庁施設の継続使用の可否や応急措置の要否等の判断に係る技術的支援を実施しています。

東日本大震災、平成28年熊本地震、平成30年大阪府北部地震及び令和元年台風第19号等の災害発生時には、地方公共団体からの要請を受けて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災建築物応急危険度判定、被災した庁舎などの公共建築物等の現地調査や技術的な助言を実施するなどの支援を行っています。

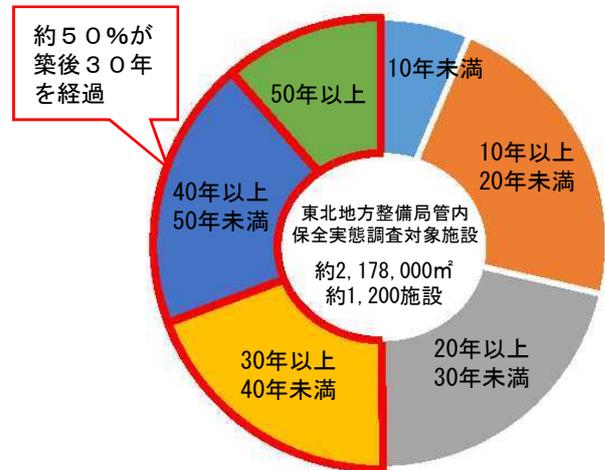


02 老朽化対策

「官庁施設の保全」とは

官庁施設が完成してから取り壊されるまでの間、安全性や執務環境等の性能や機能を良好な状態に保つほか、社会・経済的に必要とされる性能・機能を確保し、保持し続けることを言います。

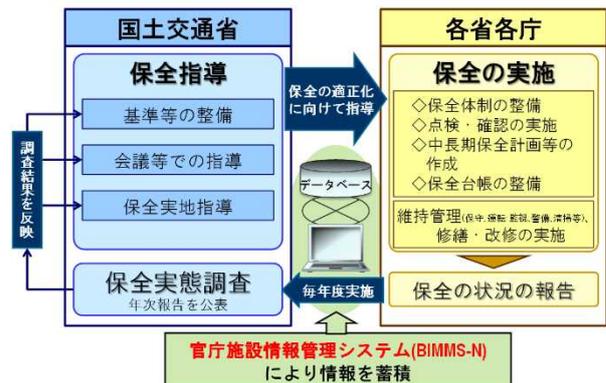
現在、東北地方整備局管内では、築後30年以上の施設は全体の約50%を占め、今後も増加し続けることが予想されることから、適正な保全を確実に実施していくことが求められています。



東北地方整備局管内の施設の経年別延べ面積の割合
(令和4年度保全実態調査より)

適正な保全の実施を支援・指導

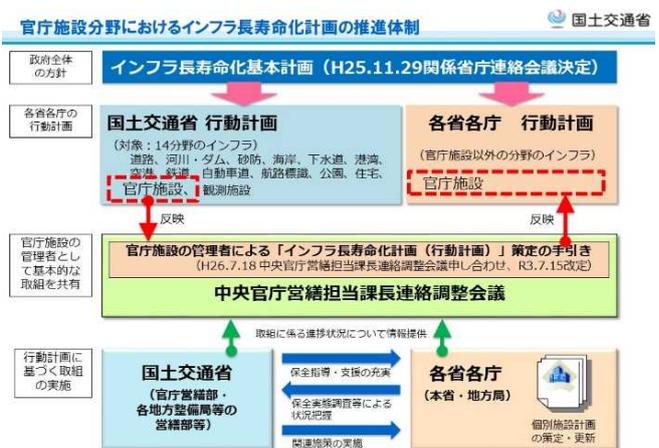
営繕部では、官庁施設情報管理システム（BIMMS-N）を導入し、インターネットを通じて、全ての官庁施設の基本的な保全情報等を把握・分析しています。このシステムを利用して毎年度報告される保全実態調査の内容に基づき、保全の状況の改善が必要な施設に対する保全指導を行うとともに、各省各庁による保全に対して、実施方法や内容に係る技術的な支援や指導を行っています。



官庁施設の長寿命化に向けた取組

厳しい財政状況下において、国民の安全・安心を確保し、中長期的な維持管理・更新に係るトータルコストの縮減等を進めるため、戦略的な維持管理・更新が重要課題となっています。

このため、営繕部では、官庁施設をより長く安全に利用し、トータルコストの縮減等を実現するため、老朽化の進行を防ぐ長寿命化事業の実施（ハード対策）、効果的・効率的に機能維持するための保全指導の実施（ソフト対策）の両面から、官庁施設の長寿命化を図ることとしています。



地域と連携した官庁施設の整備

官庁施設は都市の中核施設であり、地域の交流拠点となる場合もあります。営繕部では、地方公共団体をはじめとする様々な関係者と連携し、まちづくりに貢献するような官庁施設の整備を推進しています。

たとえば、官庁施設を核とする魅力と賑わいのあるまちづくりを推進することを目的とした「シビックコア地区整備制度」を活用し、国の施設と地方公共団体等の施設との総合的・一体的な整備を行っています。全国19地区のうち、東北には二戸、鶴岡の2地区があります。

また、官公庁施設を集中配備した「一団地の官公庁施設」の地域等においては、官署を集約し、公衆の利便と公務能率の増進、良好な地域環境の形成、土地の高度利用を図っています。

さらに、個々の施設整備においては、景観検討委員会やワークショップを開催し、地域の特性に応じた良好な景観形成や、観光による地域振興等への貢献を目指しています。



二戸シビックコア地区 全景



鶴岡シビックコア地区の中核施設 鶴岡第2地方合同庁舎

ひとに優しい施設整備

すべての人が安全に、安心して、円滑かつ快適に利用できる官庁施設を目指し、施設整備等を進めています。

営繕部では、施設整備の各段階（計画、設計、施工、運用）でユニバーサルデザインレビューを実施し、多様なニーズの把握、解決策の検討、評価・検証、及び経験・知見の蓄積とフィードバックに取り組んでいます。

また、地方公共団体等との連携により、周辺地域と一体的なバリアフリー化を推進し、ユニバーサルデザインの視点から、まちづくりに寄与しています。



ユニバーサルデザインレビューの様子



歩道から段差のない玄関ポーチ



ピクトグラムの一例



案内板の原寸見本を確認

04 環境対策・木材利用

環境負荷低減に配慮した整備

営繕部では、官庁施設の企画から設計、工事、運用、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じた環境負荷低減を推進しています。

施設整備にあたっては、「官庁施設の環境保全性基準」に基づき、環境保全性の水準を満たすとともに、省エネルギー・省資源、エコマテリアル、適正使用・適正処理、長寿命及び自然との共生に配慮しています。

具体的な取組として、LED照明器具や高効率な機器等の導入を進めるとともに、太陽光発電等の自然エネルギーの活用を行っています。また、既存庁舎においても設備機器等の老朽化に伴う更新（改修）の際に、高効率な機器等の導入などの省エネルギー対策を行うことにより地球温暖化対策を推進しています。



太陽光発電パネル



高効率な空調機器の導入



窓面の日射調整ルーバー

木材利用の推進

営繕部では、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材利用の促進に関する法律（通称：都市（まち）の木造化推進法）に基づき、低層の公共建築物は原則木造化を図り、高層・低層に関わらず、内装等の木質化や、暖房器具等への木質バイオマス燃料の導入に努めています。また、木造化や内装等の木質化に当たっては、技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、CLT（直交集成材）や木質耐火部材等の新たな木質部材の活用にも取り組んでいます。



木造庁舎（山形森林管理署最上支署）



内装木質化を図ったエントランスホール



CLTパネル構造の木造庁舎



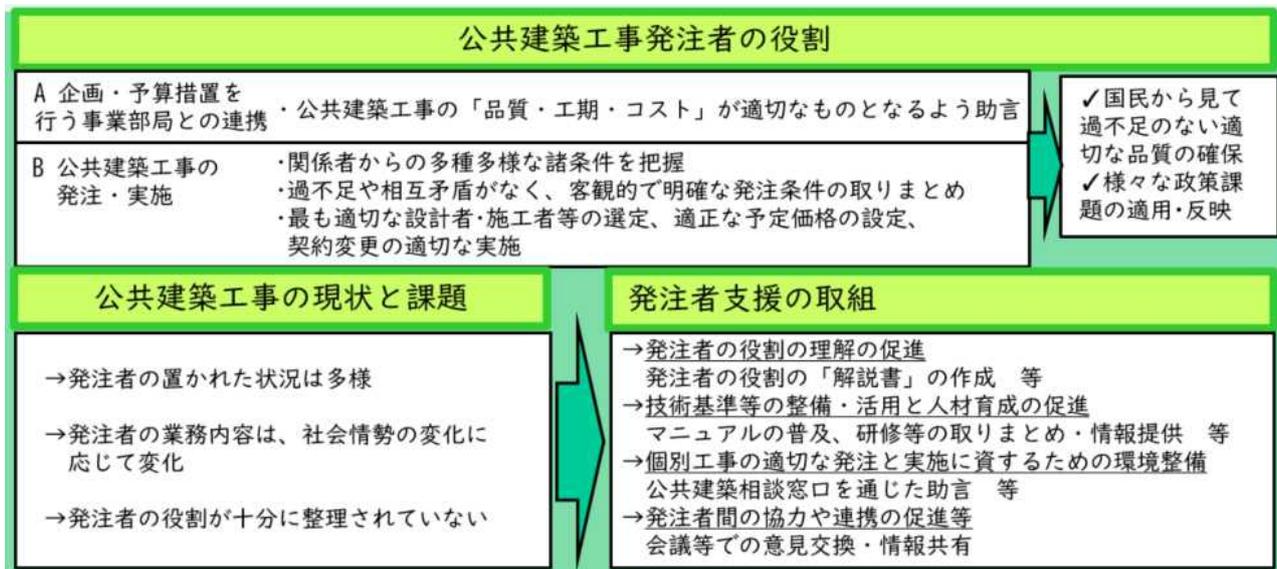
木造庁舎のホール内観

発注者支援に関する取組

平成29年1月、社会資本整備審議会より、「官公庁施設整備における発注者のあり方」について答申されました。答申では、地方公共団体を含む全ての公共建築工事(※)の発注者に向けて、公共建築工事の発注者の役割を明確化し、その役割を果たすための方策が提言されています。

営繕部においても本答申を踏まえ、公共建築工事の発注者の業務が適切に行われるよう、発注者支援の取組を行っています。

※：答申では公共土木工事や民間建築工事と対比して公共建築工事としています。



働き方改革・生産性向上に向けた取組

建設業では、良質な社会資本整備を通じて国民生活に貢献するという重要な役割を担っていますが、一方で他産業と比較して労働時間が長く、休日が少ないことが課題となっています。労働者の健康確保やワーク・ライフ・バランスの改善、また、将来の担い手を確保するためにも休日が確保でき、より働きやすい職場環境づくりを行っていくことが必要です。

営繕部では「週休2日促進工事」を原則、全ての工事を対象に実施しています。

また、実施の状況に応じて、監理技術者又は主任技術者を対象に「週休2日実施証明書」を発行し、次回入札時に総合評価で加点するなど働き方改革に取り組んでいます。



福島地方・家庭・簡易裁判所



山形法務総合庁舎



東北運輸局福島運輸支局



東北管区警察学校生徒寮

05 公共建築の先導的役割

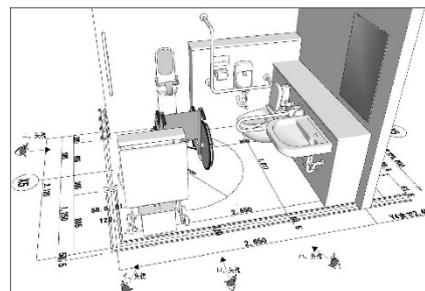
B I Mの取組

B I M (Building Information Modeling) とは、コンピューター上に作成した3次元の形状情報に加え、室等の名称・面積、材料・部材の仕様・性能、仕上げ等、建物の属性情報を併せ持つ建物情報モデルを構築することであり、B I Mの効率的・効果的な活用により、官庁施設の品質確保、官庁施設における顧客満足度の向上、生産性向上等に資することが期待されています。

営繕部では、事業において、総合仮設計画、デジタルモックアップによる配管等の干渉チェックなどにB I Mを活用し、施工着手前の確認や迅速な合意形成を図る等、更なるB I M活用の推進に努めています。



BIMにより作成した外観パース
(鶴岡第2地方合同庁舎)



デジタルモックアップによる干渉チェック

P F Iに関する取組

P F I (Private Finance Initiative) とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法です。民間事業者のノウハウを活用すること、官民が適切に役割を分担し、効率的に事業全体のリスク管理が行われること等により、より効率的かつ効果的に公共サービスが提供されることが期待されます。

平成11年7月に制定された「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(PFI法)により、PFIの枠組みが設けられて以降、官庁施設の整備等についてもPFI事業を実施している事例があります。

営繕部では、盛岡第2地方合同庁舎についてPFI事業を実施しました。



盛岡第2地方合同庁舎

官庁施設のファシリティマネジメントの推進

官庁施設は、今後、建替や大規模改修の時期を迎えるものが増加することから、施設整備において、建替、移転、改修等を組み合わせた老朽化への中長期的な対策が必要です。

営繕部では、地域内の既存官庁施設について、従来の建替と入居官署の入換えに加え、比較的健全な施設の長寿命化改修を組み合わせた中長期整備の構想を策定しています。この構想では、国として合理的な施設整備を計画するとともに、地方公共団体との連携を図ることにより、国有財産の最適利用を目指しています。

※官庁施設のファシリティマネジメント：一定エリア内に存在する全ての国家機関の建築物を群としてとらえ、これらの建築物について、そのライフサイクルを通じて、総合的に企画・管理し、活用すること。

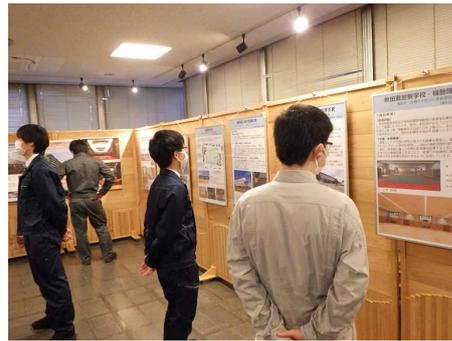
「公共建築の日」・「公共建築月間」における取組

公共建築の果たす役割を、一般の方々へ広く知っていただくため、国土交通省は、11月11日を「公共建築の日」また、11月を「公共建築月間」として、地方公共団体、関係省庁、関係団体等と協力して、全国各地でシンポジウムの開催や施設見学会等、様々な行事を実施しています。

「公共建築の日」及び「公共建築月間」での取組を通じて国民の公共建築に対する意識が高まり、真に優れた公共建築の整備・運営に結びつくように努めています。



施設見学会の様子（令和3年、やまぎん県民ホール）



巡回建築パネル展の様子（令和4年）

公共建築相談窓口

営繕部では、国の機関の各官署や独立行政法人、公団等の政府関係機関、地方公共団体を主な対象として、設計者選定手法、公共建築に係る施設の整備、建物や設備の保全、技術基準、官庁施設を活用したまちづくり等に関する相談に応じています。

◎総合窓口・公共建築相談窓口まで、何なりとお気軽にお問い合わせください

※東北地方整備局 公共建築相談窓口 ホームページアドレス

<https://www.thr.mlit.go.jp/Bumon/B00093/K00490/eizen/soudan/madoguchi.html>

出前講座

東北地方整備局では、国土交通省の事業や施策について、もっとみなさまに知っていただくとともに、みなさまのご意見等を聞かせていただくための場として「出前講座」を開設しています。

営繕部では、国の建物にかかる事業や施策に関するみなさまの日常の疑問や興味のある事柄について、営繕部が持つ知見や最新情報を交えつつ、わかりやすくお話ししています。

※東北地方整備局「出前講座」（営繕部関係抜粋）ホームページアドレス

<https://www.thr.mlit.go.jp/Bumon/B00093/K00490/eizen/demae/demae.html>



岩手県警察学校



関東森林管理局会津森林管理署南会津支署



青森地方・家庭裁判所八戸支部、八戸簡易裁判所



小名浜港湾合同庁舎

管内図

(令和5年4月)



総合窓口

■東北地方整備局 営繕部 計画課

〒980-8602 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1

仙台合同庁舎B棟

TEL 022-225-2171 (内線 5153)

FAX 022-262-0217

URL <https://www.thr.mlit.go.jp>

E-mail thr-eizen@ki.mlit.go.jp

【担当：東北全体に関すること】

公共建築相談窓口

■東北地方整備局 営繕部 保全指導・監督室

〒980-8602 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1

仙台合同庁舎B棟

TEL 022-225-2171 (内線 5513)

FAX 022-268-7833

URL <https://www.thr.mlit.go.jp>

E-mail thr-82kantoku@ki.mlit.go.jp

【担当：宮城県、山形県、福島県】

■東北地方整備局 盛岡営繕事務所

〒020-0023 岩手県盛岡市内丸7-25 盛岡合同庁舎

TEL 019-651-2015 / FAX 019-605-8115

URL <https://www.thr.mlit.go.jp/moriei>

E-mail thr-moriei@ki.mlit.go.jp

【担当：青森県、岩手県、秋田県】